



平成25年度「少年の主張」
播磨大会 奨励賞受賞作文

本当の友だち

福岡東中学校2年

坂井花乃穂

本当の友だちってなんだろう？
う？
た？
だ？
い？
っ？
し？
ょ？
に？
遊？
ん？
で？
、
い？
っ？
し？
ょ？
に？
笑？
っ？
て？
楽？
し？
い？
、
そ？
れ？
が？
本？
当？
の？
友？
だ？
ち？
な？
の？
か？
な？
：

去年、私は、「ずっと友だち
やで。」
「うん、約束。」
「これま
でいっぱい相談にのつてもらっ
て、いっぱい笑いあつて、いっ
ぱい励ましあつた友だちを裏切
ってしまった。

ある日、普段よく話す子が
「私、あの子、あんまり好きじ
やないねん。」
最初だれのこと
を言っているのかなあ？
と思っ
ていたけど、私の友だちのこと
だとわかった。
だけど私は、み
んなにあわせるように、「実は
私もあんまり好きじゃないね
ん。」
と言ってしまった。
私は

そのあとハツと自分の言つたあ
の言葉を思いだした。
どうし
う、
ず？
っ？
と？
友？
だ？
ち？
っ？
て？
約？
束？
し？
た？
の？
に？
：
私？
の？
心？
の？
中？
は？
罪？
悪？
感？
で？
い？
っ？
ぱ？
い？
だ？
っ？
た？。

その日の部活では、しゃべる
こともあまりなく、目をあわす
こともできなかった。
そして、
なぜか次の日は、おはようの言
葉も言えなかった。
学校でイラ
イラしていると、そのイライラ
を別の友だちにむけ悪口を言っ
てしまう。
自分ではダメだとい
うことはわかっていても、みん
なにあわせないと次は私が悪口
を言われると思い、恐怖感がつ
つた。

ある日、家の自分の引き出し
を整理していると、1通の手紙
が目にとまった。
それは友だち
からの手紙だった。
読み進めて
いくと、文の最後には、「これ
からもよろしく！
ずっと友だ
ち」と書いてあった。
ずっと友
だち？
ずっと友だち？
友だち？
本？
当？
の？
友？
だ？
ち？
っ？
て？
何？
や？
：
自？
分？
の？
心？
の？
中？
に？
問？
い？
か？
け？
る？
。？
で？
も？
、？
答？
え？
は？
出？
な？
い？。

次の日、私
はいつもどお
りクラスの子
と話し、笑い
遊んだ。
けれど私の心の中
はモヤモヤし
ていた。
週末になつ



福岡西中学校3年 畑崎 航



田原小学校3年 松浦愛花



福岡小学校6年 納 直輝

て部活に行く途中、いつも4人
で行くが、その日は3人だった。
3人で話をするのはむずかし
く、だれかが一人になる可能性が高
かった。
そして、一人になった
のは私だった。
前はよくイライ
ラした時一人で帰ったことがあ
つて、もうなれたなあと思つて
いたけど、今回は急に寂しくな
り涙があふれてきた。
自分で
もわけがわからず、ただ泣き続
けた。

校門に向かう途中、友だちが
後から来ているのがわかった。
ヤバイ、涙ふかな。
だけど涙が
止まらない。
それに気づいた友
だちが「どうしたん？
涙流して。」
と心配そうな顔で私に聞
いてくれた。
私はうれしくて、
今までの心細さが一気にこみあ
げ、さらに大粒の涙がほほをつ
たつた。
友だちは私の頭をポンポンと
なでてくれた。
涙がようやく止
まった私に、
なんで泣いていた
のかを聞いてくれ、「つらかつ
たなあ。
でも大丈夫、私がおる

から。」
私はその言葉に救われ
た。
それと同時に、
なんでこん
な優しくしてくれるん？
なんで
励ましてくれるん？
と心の中
で思った。

部活の用意をする時、私は、
「何でいつも困つた時、助けて
くれるん？」
と聞いてみた。
そ
したら友だちは「私も困つた時
とかいっぱいあつたから、その
人の気持ちよくわかる。
それに
私ら友だちやる。」

私はまた止まっていたはずの
涙が出てきた。
ゴメン。
困つた
時に助けてあげられなくてゴメ
ン。
頼つてばかりで。。
そし
てありがとう。
これからが本
当の友だち。

この出来事があつてから、
い
っ？
し？
ょ？
に？
遊？
ん？
で？
、
い？
っ？
し？
ょ？
に？
笑？
っ？
て？
楽？
し？
い？
、
そ？
れ？
が？
本？
当？
の？
友？
だ？
ち？
な？
の？
か？
な？
：

人権標語

私は、この友だちを一生大事
にしたい。
そして絶対離さない、
離れない。
今、みなさんがいっしょにい
る友だちは、本当の友だちで
すか？

いいクラス

みんなの笑顔 つまってる

高岡小学校6年 柴田紗弥

「あそぼうよ。」

きみの勇気が 大切な

八千種小学校6年 谷岡俊平

思いやり

少しの優しさ 自分から

福岡小学校6年 中本百音

大丈夫？

その一言で 守れる笑顔

福岡西中学校3年 戸田 萌

戦争への足音(2)

町長
嶋田正義

戦争はどんなに言い繕っても大規模な殺人行為です。しかもその行為は、自国にあっては罪に問われることもなく立派な行いだと称賛される世にも不思議な行為なのです。

歴史の本を読んでみまると、戦争を企図する勢力の人々は戦争をするとは言わないで自国の繁栄や平和を口にしていきます。そして、激しい戦闘にはほとんど参加せず後方で指揮をとっているようです。

さらに、個人や組織を監視し、たくさん情報を収集しながら秘密にし、時には情報を作り変えて世論を誤った方向に誘導する危険があるとも書かれています。

太平洋戦争が終わった新学期の私たちの勉強は、これまで使っていた教科書を破りつつたり墨で黒く塗りつぶす作業でした。外国の人に見られては困ることが書いてあったからでしょう。

間もなくジープに乗った外国兵が通訳を連れて学校にやってきました。どんな交渉があったのかは知る由もありませんが、帰る時に細い道で脱



地域安全神崎郡民大会
あいさつ (10月19日)

輪し、大人が押し上げているのを珍しそうに見ていたことを覚えています。

現憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と書いています。

最近、「秘密保護法案」のことがマスコミで報道されるようになりました。戦争の怖さを知る者にとっては、戦争の足音が近づいてきているように思えてなりません。個人情報には別にして、国県町などの情報や知識は、原則として主権者である国民のものです。

公の情報はできるだけ公開し、お互いに共有し、ともに手を取り合って平穏な社会を実現したいものです。

食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

「福崎町消費者の会」 ともに取り組む食育

福崎町消費者の会(消費者団体)では、8月3日に生活科学センターで、「夏休み親子料理教室」を開催しました。小学生とその保護者約20人の参加があり、会員といっしょに料理を作りました。

子どもたちは、野菜を切ったり、ジャガイモをつぶしたり、野菜を炒めたり、コロッケを丸めたり、スープの味付けをしたり、計量カップ・スプーンで調味料を量ったりと、慣れないようすが調理にチャレンジしました。一つひとつの体験をとおして、自分でできることを実感してもらえたと思います。

また、地元でとれた夏野菜の名前当てクイズにチャレンジしてもらい、旬の野菜はどんなものがあるのかを、見て触って体験しました。



夏休み
親子料理教室



「野菜の
名前当てクイズ」
の野菜

●文化センター行事予定 (11/20～12/19)

神崎学園

日時：11月21日(木) 10:00～12:00 専門講座
12月5日(木) 13:20～15:20 専門講座
12月19日(木) 10:00～12:00 専門講座

福寿学園

日時：12月5日(木) 10:00～12:00 専門講座
12月12日(木) 10:00～12:00 専門講座

サルビアセミナー(公開講座)

日時：11月22日(金) 13:30～15:00
演題：「黒田官兵衛～2014年大河ドラマを通して～」
講師：古典文学講師・バニラシティ代表 森田充代

老人大学一般教養講座(公開講座)

日時：11月24日(日) 13:20～15:00
演題：「日本一周の旅話と、歌いましょうハートフルメロディー」
講師：高山真純(Orange Clover ピアノ)

*上記公開講座は、一般の方も参加できます。

「社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成25年1月1日～9月30日の間に保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月上旬頃に日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

なお、10月1日～12月31日の間に今年はじめに保険料を納付された方は、翌年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

問い合わせ先

○控除証明書専用ダイヤル
☎0570・070・117
(ナビダイヤル)

☎03・6700・1130
○姫路年金事務所

☎079・224・6382

障害年金のお知らせ

平成25年6月1日から目の障害認定基準が改正されました。

視野の障害により障害年金の2級の基準が一部追加されたため、今まで該当しなかった方が該当する可能性があります。

問い合わせ先

○姫路年金事務所
☎079・224・6385

福崎町第5次総合計画策定に向けてアンケートにご協力を

いま私たちの住む福崎町は、将来のまちづくりの基本となる第5次総合計画(平成26年度～平成35年度)の策定作業を進めています。住民ニーズが多様化し社会情勢が大きく変化するなかで今後10年の長期的な展望を持つことは、将来のまちづくりにとってきわめて重要なことです。

そこで、住民のみなさんが日頃どのようなことを思われているのかをお聴きし、その貴重な声を総合計画に生かすため、アンケート調査を行います。

アンケート用紙は区長さんを通じて各家庭にお配りします。ご記入後、返信用封筒に入れて12月5日(木)までに郵送してください。率直なご意見をお待ちしています。(企画財政課)

11月は労働保険適用促進強化期間

社員やアルバイトなど、労働者を一人でも雇い入れた事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きをして、労働保険料を申告・納付することが義務付けられています。

加入手続きをまだされていない事業主は、従業員が安心して働けるように、ご連絡ください。

○姫路公共職業安定所 ☎079-222-4432

○姫路労働基準監督署 ☎079-224-1481

〈第24回〉自然歩道を歩こう大会

福崎町の豊かな自然と歴史が調和した自然歩道を舞台に、名所や神社仏閣を巡るコースで歩こう大会を開催します。

日 時 11月23日(土・祝) 8:00受付開始

集合場所 神戸医療福祉大学キャンパス(小雨決行)

参加費 200円

参加対象 健康な状態で参加できる人
(幼稚園児以下は保護者同伴)

コース

①のんびりコース(約9km)

應聖寺→金剛城寺→青少年野外活動センターを巡るコース

②ファミリーコース(約14km)

福田大歳神社→固寧倉→神谷大歳神社→應聖寺→金剛城寺→青少年野外活動センターを巡るコース

③健脚コース(約20km)

福田大歳神社→固寧倉→神谷大歳神社→應聖寺→金剛城寺→青少年野外活動センター→七種の滝を巡るコース

申込先 住民生活課(内線373) FAX 22-5980

申込期限 11月12日(火)(電話・FAX申込可。参加者全員の氏名・住所・性別・年齢・電話番号・参加するコースをお知らせください。)

※当日申し込みもできます。

その他 コースの一部に、ベビーカー・手押し車等で通れない箇所があります。

主催 福崎町・福崎町自然保護審議会

国民健康保険加入のみなさんへ

被保険者証を郵送します
(11月は被保険者証の更新月)

新しい被保険者証を11月下旬に簡易書留でお送りします。
(役場で更新の手続きをしていただく場合もあります。)
※現在お持ちの被保険者証は同封の封筒で、12月1日以降に役場健康福祉課へ返送してください。

国民健康保険税

保険税は大切な財源です。

病院など保険医療機関にかかった時の医療費については、保険医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんから納めていただく保険税でまかなわれています。保険税は必ず期限内に納めてください。
保険税を滞納すると、有効保険税を滞納すると、有効

期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を交付することがあります。

納付が困難な時はご相談を。災害などのやむを得ない理由により納付が困難な時は早めに相談をしてください。減額や免除を受けられる場合があります。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係
(内線 355・356)
税務課 国保税係
(内線 345)

国保・後期高齢者医療加入のみなさんへ

健康づくりの一環として保健事業を実施しています。

人間ドックの助成

被保険者で満35歳以上の方(健保の被扶養者で満35歳以上40歳未満の方も受診可)

脳検査の助成

対象者

被保険者で満40歳以上の方(健保の被扶養者で満40歳以上の方も受診可)
※年齢は平成25年4月1日現

在 特定基本健診の実施
11月30日(土)に未受診者の方を対象に、特定基本健康

診査を実施します。長期間受診されていない方には電話による健診へのお誘いをしています。本年度、受診していただかない方は、ぜひ受診してください。なお、同一年度内に人間ドックと特定健診を重複して受診することはできません。

柔道整復師(接骨院等)による施術を受けるみなさんへ

接骨院等で施術を受ける場合、健康保険の対象となる場合と対象外の場合があります。単なる肉体疲労や肩こりなどの場合は全額自己負担になりますのでご注意ください。

健康保険が使える場合

打撲・捻挫
骨折・脱臼(原則医師の同意が必要)

健康保険が使えない場合

・日常生活のなかの疲れや肩こり・腰痛・体調不良など
・医師の同意のない骨折や脱臼の治療
・他の医療機関で治療中の同部位について同時期に施術

を受ける場合
・あんま・マッサージの代わりの利用
・施術を受ける場合、「療養費支給申請書」に署名をしなければなりません。署名の際に負傷原因、傷病名等に誤りがないか確認をしてから署名をしてください。

接骨院等での施術のかわり方を正しく理解することで、医療費の適正化、保険税の上昇抑制にもつながります。なお、柔道整復師にかかった方に負傷の原因や施術内容等について照会をさせていただきます。

国民健康保険への加入・脱退必ずお届けを!

●社会保険からの脱退により国民健康保険に加入する場合

(手続きに必要なもの)

- ・直近の社会保険(健康保険)喪失証明書
- ・印鑑
- ・届けに来られる方の本人確認証明書(免許証など官公署発行の顔写真つきのもの)

国民健康保険の加入は、直近の他の保険が喪失した日からです。国民健康保険税もその時点から発生します。

※社会保険(健康保険)喪失証明書とは、どなたの分の社会保険の資格をいつ喪失したかを社会保険の方で証明した通知書等です。ご加入の社会保険によって名称が異なります。

●社会保険への加入により国民健康保険から脱退する場合

(手続きに必要なもの)

- ・社会保険被保険者証(社会保険加入により国民健康保険から脱退される方全員の証)
- ・返却いただく国民健康保険被保険者証
- ・印鑑

社会保険の資格取得日以降に国民健康保険被保険者証を使用して医療機関等で治療を受けられた場合は、総医療費(10割)から自己負担額を除いた分を返金していただく場合があります。

生活科学 センター だより

ハイ!

神崎郡消費生活

中核センター

相談員です



過去に購入した原野を
売りたいが・・・

〔相談〕

35年くらい前に購入した原野を好条件で売却できると業者が訪問してきたので話を聞いた。

インターネットのホームページに載せて売り出すので半年以内には売れる。そのために現地写真と土地の測量が必要になるのでその費用を請求すると言われた。原野を手放したいと思っているが信用できるか。

〔78歳男性〕

〔処理〕

業者の信用性については答えられないが、原野商法や原野商法の二次被害について情報を提供しました。「すぐに売れる」といったうまい話には飛びつかずに内容をよく確かめてから契約をするようにし、少しでも不審な点があればキッパリ断るよう助言しました。

〔アドバイス〕

原野商法は「まもなく駅ができて便利になる」「別荘地として開発計画がある」などと、資産価値のほとんどない土地(原野・山林)を時価の何倍もの価格で売りつける商法で、1970年代に社会問題になりました。

近年、この原野商法にまつわる二次被害が問題となっています。二次被害は、業者が「すぐに売却できる」「買い手がいる」と言いながら、高価格で売却するために必要だからと、整地工事、測量、草刈をはじめ広告掲載などの契約を結ばせまう。このほか、売れやすい市街地の土地と交換すると説明され、契約書をよく見ると別の土地を購入する契約だったというような事例も見られます。言われるままお金を支払ったが売却できず、そのうち業者と連絡が取れなくなったという相談もあります。

被害の背景には、当時の土地の購入者が高齢層になった今もその土地の所有者であり税金の支払いや土地の管理が困難になり処分焦っている場合のほか、加齢により判断力が衰えてきていることや、家族が相続したものの扱いに困っていることなども考えら

れます。

事業者として土地の売買ができるのは宅地建物取引業者だけです。信用のおける事業者か、契約する前に事業者の資格や会社概要をよく確認しましょう。また、土地の所在する自治体などで土地の状態や評価額を調べてみたり、地元の不動産会社などに土地の売買状況や価格を問い合わせるなど、慎重に対応することが大切です。

仮に契約してしまった場合でも、訪問販売や電話勧誘販売による整地工事や測量などの契約であれば、原則としてクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間は法定書面を受け取ってから8日以内です。

少しでも不安に感じたら、神崎郡消費生活中核センターに相談してください。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

犯罪被害者週間

11月25日(月)～12月1日(日)

犯罪被害にあわれた方の心の悩みや不安について、ご相談ください。

○兵庫県警察被害者支援室

(通称：サポートセンター)

内容 電話相談

☎0120-338-274 9:00～17:45

※土・日・祝日を除く。

○NPO法人ひょうご被害者支援センター

内容 面接相談(法律・心理)

☎078-367-7833 10:00～16:00

※火・水・金・土(要予約)

問い合わせ先 兵庫県福崎警察署 警務係

☎23-0110(内線213)

多重債務者無料相談会

～兵庫県多重債務者

相談強化キャンペーン～

平日開所されている法律相談窓口に来所できない方を対象に、法律的な相談にとどまらず、生活再建やこころの相談も含めた無料相談会を行います。

日時 12月14日(土) 13:00～16:30

場所 姫路職員福利センター

(姫路総合庁舎敷地内北隣)

面談方法 面接相談(要予約)

予約・問い合わせ先(月～金)

兵庫県中播磨消費生活創造センター

☎079-281-6023

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:30